

事務機構図

R2年4月1日より

代表理事組合長 坂井 幹夫

参事 佐定

総務課

総務課長 伊藤 宣
(労務厚生) 星原 主
主 事 出口

業務課

業務課長 河原
坂井市グループ
坂井市リーダ- 河原(兼務)
森林整備係長 酒井
森林整備係長 中屋
技 師 森
主 事 出口(兼務)
あわら市グループ
あわら市リーダ- 齊藤(兼務)
森林整備係長 酒井
技 師 澤崎
技 師 中舎
主 事 出口(兼務)

RBCセンター

センター長 齊藤
主査 星原(兼務)
事務 久田

松川班 石川班 山下班 搬出班
班長 松川 班長 石川 班長 山下 班長 吉田

RBC班
RBC所長 坪田



移動式切削チップパー
(MUS-MAX(ムスマックス))

伐採した立木を、枝落としせず、に破砕処理できる機械です。
現場で処理できるため、伐採木を運搬する必要がなく、チップ
生産コストを大幅に抑えることが期待されます。

～ 購買品のお知らせ～

★菌興の種駒が、800個入りのみの販売となりました。
(駒径9.3mm)

菌興 (115 幸福ダケ)	800個入り	3400円
森産業(にく丸)	1000個入り	3800円
	500個入り	2100円

★しいたけ原木の太さの規定が変更となりました。
(太さの指定はできません)

配達 組合渡し(10本以上～)			
しいたけ原木	直径8cm以上	500円	600円
しいたけ楕木(菌入)	直径8cm以上	850円	950円

価格はすべて税込表示です。

ご注文はお早めにお電話にてお願いいたします。

TEL(0776)74-2120

「2020年4月に開設されました」

Department of Sustainable Agri-Culture [生物資源学部]

創造農学科

「創造農学科」は、
食と農から環境までのトータルな体験を通じ、
いろいろな「農」との関わり方の中から
自分が生きる道を見出し
新しい時代を創造できる人材を育てます。

募集定員
創造農学科 25名
※3年次編入枠
総合型選抜 5名
学校推薦型選抜 7名
一般選抜 13名



学科長からのメッセージ

創造農学科は開設2年目を迎えます。食と農と環境を体験的に基づいて総合的に学ぶ、全国的にもユニークな学科です。皆さん、一緒に学びましょう！
創造農学科学科長 村井耕二

入学募集を開始!

【総合型選抜】10月上旬
(自己推薦書・面接・プレゼン)
【学校推薦型選抜】11月上旬
(小論文・面接)

【一般選抜】1月下旬
(大学入学共通テスト5教科科目・面接)
※今後変更もあり得るため、ホームページで最新の情報を確認してください

創造農学科の最新情報はこちら!



創造農学科に関するお問い合わせ先
福井県立大学事務局 経営企画部経営戦略課 〒910-4103 福井県あわら市二道8-1
TEL:0776-77-1443 FAX:0776-77-1448 Eメール:aw-jimu@fpu.ac.jp

さ かい
森の通信

No.062
2020.秋発行

目 次

- 第32回通常総代会
- 令和元年度貸借対照表・損益計算書(要旨)
- 令和2年度運営方針
- お知らせ

編集発行 坂井森林組合

〒919-0747 あわら市御簾尾15-6

URL <http://www.sakai-sinrin.jp>

Tel.(0776)74-2120

第32回 通常総代会

今般の新型コロナウイルス感染拡大が懸念される中、感染拡大防止に努めながら規模を縮小し、ようやく7月18日(土)あわら市市姫 あわら市中央公民館において、第32回の通常総代会を開催することができました。

まず、坂井代表理事組合長の挨拶の中で、連日のように新型コロナウイルス感染拡大が報道され、世界経済にも大きな打撃を与えており、当組合にも少なからず影響が出てくるのではないかと危惧しながらも、暖冬で雪も少なく概ね計画通りに作業が進み、多少の黒字となったことを報告いたしました。

また、予期せぬ事態に備え、書面決議が出来るよう定款を一部変更させていただくため議案を追加する旨、報告いたしました。

続けて、議長にあわら市伊井地区 白崎 義夫 様を指名し、令和元年度決算ならびに令和2年度の事業計画等、上程した9議案すべてが原案どおり可決、承認されました。



第32回 通常総代会提出議案

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 令和元年度 事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、注記、及び附属明細書の承認について |
| 第2号議案 | 令和2年度 事業計画及び収支予定計画の承認について |
| 第3号議案 | 理事及び監事の報酬の決定について |
| 第4号議案 | 一組員への貸付額の最高限度の決定について |
| 第5号議案 | 借入金最高限度額の決定について |
| 第6号議案 | 余裕金預入先及び借入先の承認について |
| 第7号議案 | 森林経営長期事業計画について |
| 第8号議案 | 附属書 役員選任規程および附属書 総代選挙規程の一部改正について |
| 第9号議案 | 定款の一部改正について |

令和元年
貸借対照表・損益計算書ならびに剰余金処分額

(単位 千円)					(単位 千円)	
貸借対照表の要旨 (令和元年12月31日現在)					損益計算書の要旨 平成31年1月1日から令和元年12月31日まで	
資産の部		負債および純資産の部			科 目	金 額
科 目	金 額	科 目	金 額		経常損益の部	
流動資産		490,115		負債の部		事業損益の部
現預金	207,057	流動負債	70,748		事業総収益	680,005
受取手形	7,229	買掛金	180		事業総費用	501,348
売掛金	260	短期借入	0		一般管理費	181,702
未収金	232,368	未払金	51,019		事業利益	-3,045
棚卸資産	20,759	未払法人税	3,500		事業外損益の部	
立替金	18,064	前受金	0		事業外収益	7,756
雑資産	4,378	預り金	14,594		事業外費用	3,539
固定資産	235,080	雑負債	1,455		経常利益	1,172
有形固定資産	216,366	固定負債	59,373		特別損益の部	
減価償却資産	678,799	役員退任給与引当金	415		特別利益	21,409
土地	57,707	退職給付引当金等	58,958		特別損失	11,292
山林（所有林）	292	負債合計	130,121		税引前当期純利益	11,289
減価償却累計額	-520,432	純資産の部			法人税等	3,500
無形固定資産	703	科 目	金 額		当期剰余金	7,789
電話加入権・敷金	474	出資金	66,095		前期繰越剰余金	4,442
ソフトウェア等	6,325	法定準備金	133,000		当期未処分剰余金	12,231
減価償却累計額	-6,096	資本準備金	3,749		剰余金処分額	
その他の資産	18,011	任意積立金	380,000		法定準備金	0
外部出資	17,848	当期未処分剰余金	12,230		出資配当金	660
転貸貸付金・預託金	163	純資産合計	595,074		任意積立金	8,000
資産合計	725,195	負債および純資産合計	725,195		次期繰越金	3,570

(脚注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。
- 出資配当金は年1%の割合です。
- 固定比率 39.50% 自己資本対経常利益率 0.20%

令和2年 事業方針

基本運営方針

本年は、林業界にとって長年の悲願であった森林環境譲与税が昨年9月に各自治体に配分され、実質的に活用される年となります。植えて育てるだけでなく利用して循環させることが大変重要であり、それが本来の林業であるとともに、森林環境税や森林環境譲与税が創設された大きな意味でもあります。

そのような中、昨年より市が中心となり川上、川中、川下が連携し、あわら市・坂井市森林構想検討委員会を立ち上げ、令和6年から開始徴収される皆さんの大事な税金を大いに活用すべく、理想的な森林の姿を目指し基礎となるべく今後10年間の構想づくりを行い、森づくりのための基本理念や課題解決に向け取り組んでまいりました。今後は、森林所有者、林業・木材産業従事者、市民、行政それぞれが、森林の管理、利用を推進していくことが求められてきております。

昨年は更新伐と跡地造林を試験的にを行い山元還元に向け努力をしました。今後は皆伐適期(40年～50年生)に向け更なる理解促進、地域森林の活性化に取り組んでいかなければならないと思っております。順次ご提案させていただきますのでご協力をお願い申し上げます。

本年度についても、各部門の基本方針に基づき運営して参りたいと思います。

(単位 千円)		
損益計画		
令和2年1月1日から令和2年12月31日まで		
科 目	金 額	
経常損益の部		
事業損益の部		
事業総収益	700, 045	
事業総費用	530, 912	
一般管理費	161, 829	
事業利益	7, 304	
事業外損益の部		
事業外収益	2, 152	
事業外費用	3, 643	
経常利益	5, 813	
特別損益の部		
特別利益	55, 350	
特別損失	55, 350	
税引前当期純利益	5, 813	
法人税等	2, 000	
当期純利益	3, 813	

定款等の一部改正について

去る令和2年7月18日に開催されました通常総代会において、定款等が一部改正になりましたので、ご報告いたします。

なお、変更理由につきましては、定款及び附属書役員選任規程では、総代の議決権行使の権利拡充（書面議決等）を図るための変更となっております。また「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の改正に伴い、附属書役員選任規程及び同総代選挙規程につきましても一部改正いたしました。

改正いたしました各条文につきましては、以下のとおりです。

付属書総代選挙規程の一部改正 新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 後	現 行
(被選任権者) 第1条 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。 1, 2 (略) 3 <u>精神の機能の障害により職務を適正に執行するにあたって必要な知識、判断および意思疎通を適切に行うことができない者</u> 4, 5 (略)	(被選任権者) 第1条 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。 1, 2 (略) 3 <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者</u> 4, 5 (略)

附属書役員選任規程の一部改正 新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 後	現 行
(被選任権者) 第1条 次の各号に掲げる者は、役員の候補者となることができない。 1, 2 (略) 3 <u>精神の機能の障害により職務を適正に執行するにあたって必要な知識、判断および意思疎通を適切に行うことができない者</u> 4, 5 (略)	(被選任権者) 第1条 次の各号に掲げる者は、役員の候補者となることができない。 1, 2 (略) 3 <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者</u> 4, 5 (略)
(議決) 第3条 [略] ② <u>役員の選任に係る総代会招集の通知は、総代会の10日前までに発し、総代会に提出すべき役員の選任に関する議案を示して行うものとする。</u> ③ <u>前項の通知に際して、総代会参考書類には、</u>	(議決) 第3条 [略] ② <u>正組合員は、定款第51条又は第51条の2の規定にかかわらず、前項の規定による役員の選任については、書面又は代理人をもって議決権を行うことができない。</u>

当該各号に定める事項を記載しなければならない。

1 理事の選任に関する議案

イ 候補者の氏名、生年月日及び略歴

ロ 就任の承諾を得ていないときは、その旨

ハ 候補者と組合との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要

ニ 候補者が現に組合の理事であるときは、当組合における地位及び担当

2 監事の選任に関する議案

イ 候補者の氏名、生年月日及び略歴

ロ 組合との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要

ハ 就任の承諾を得ていないときは、その旨

ニ 監事が、理事に対し、監事の選任を総代会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を提出することを請求したことにより提出されたものである時は、その旨

ホ 総代会において、監事の選任について、監事の意見があるときは、その意見の内容の概要

④ 第2項の通知に際して、候補者の選任についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあつては、棄権を含む。）を記載する欄、議決権の行使の期限及び書面で議決権行使する場合の方法を記載した議決権行使書面（以下「投票用紙」という。）を交付しなければならない。

⑤ 第1項の議決は、総代の2分の1以上が出席しなければ行うことができない。この場合において定款第51条の規定により代理人をもって議決権を行う者並びに第51条の2及び第6条の2の規定により書面をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

(投票)

第6条 [略]

② [略]

③ 総代は、投票しようとするときは、総代名簿の記載その他によりその資格を明らかにしなければならない。

④ 代理人は、投票しようとするときは、組合員名簿の記載その他により当該代理に係る本人の正組合員資格を明らかにしなければならない。

(書面による議決権行使)

第6条の2 総代は、役員の選任について書面をもつ

(投票)

第6条 [略]

② [略]

③ 正組合員は、投票しようとするときは、正組合員名簿の記載その他によりその資格を明らかにしなければならない。

<u>て議決権を行うときは、前条第2項及び定款第51条の2第3項の規定にかかわらず、投票用封筒（(甲)及び(乙)の2種とする。）を用意し、第3条第4項の投票用紙に賛否を記載し、これを投票用封筒（乙）に封入し、これを投票用封筒（甲）に封入し、その所定の欄に署名又は記名押印及び投票用紙在中と記載の上、総代会の日の前日の業務時間の終了時（総代会を招集する場合に定める事項として、理事会が特定のとき（総代会の日より前であって、総代会の招集の通知を発した時から10日を経過した日以後の時に限る。）を定めた場合は、その特定の時）までに、この組合に提出しなければならない。</u> ② <u>総代は、前項の規定により投票用紙を投票用封筒（乙）に封入する場合には、同項の投票用紙以外のものを封入してはならない。</u> ③ <u>総代は、投票用封筒（乙）には、何も記載し、又は添付してはならない。</u> ④ <u>総代は、第1項の規定により投票用封筒（乙）を投票用封筒（甲）に封入する場合には、同項に規定する投票用紙を封入した投票用封筒（乙）以外のものを封入してはならない。</u> ⑤ <u>提出された投票用紙の取り扱いに関する事項は、役員選任投票の公正が確保されるよう規約で定める。</u> 第6条の3 <u>組合は総代会の日から3月間、前条の規定により提出された投票用紙及び前条第1項の投票用封筒（甲）を主たる事務所に備えて置かなければならない。ただし、この場合において、投票用紙及び投票用封筒（甲）を対にして供えて置くことは要しない。</u> ② <u>総代は、組合の業務時間内は、いつでも、提出された投票用紙の閲覧の請求をすることができる。</u>	
--	--

② [略] ③ <u>前項の通知には、第1項各号に掲げる事項を記載することとし、併せて、正組合員に対し、次に掲げる事項を記載した議決権行使書面を交付しなければならない。</u> <u>1 各議案についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあつては、棄権を含む。）を記載する欄</u> <u>2 1人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける、当該組合員の議決権の行使の取扱いに関する事項</u> <u>3 議決権の行使の期限</u> 第45条 ～ 第51条 [略] <u>（書面による議決権の行使）</u> 第51条の2 <u>正組合員は、第44条の規定よりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面をもって議決を行使することができる。</u> ② <u>前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。</u> ③ <u>第1項の規定によって書面による議決権を行使しようとする正組合員は、あらかじめ通知のあつた事項について、議決権行使書面にそれぞれ賛否を記入し、所定の欄に署名又は記名押印の上、総会の日の前日の業務時間の終了時（総会を招集する場合に定める事項として、理事会が特定の時（総会の日より前であって、総会の招集の通知を発したときから10日を経過した日以後の時に限る。）を定めた場合は、その特定の時）までに組合に提出しなければならない。</u> ④ <u>提出された議決権行使書面の取扱いに関する事項は、議決の公正が確保されるよう規約で定める。</u> ⑤ <u>組合は、総会の日から3月間、第3項の規定により提出された議決権行使書面をその主たる事務所に備えて置かなければならない。</u> ⑥ <u>正組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、第3項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。</u> ⑦ <u>1人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、当該組合員の議決権の行使は無効とする。</u>	② [略] ③ <u>前項の通知には、第1項各号に掲げる事項を記載しなければならない。</u> 第45条 ～ 第51条 [略]
---	--

定款の一部改正 新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 後	現 行
第5章 総 会 (総会の招集) 第43条 [略] (総会の招集手続) 第44条 [略]	第5章 総 会 (総会の招集) 第43条 [略] (総会の招集手続) 第44条 [略]